１．診療体制

１）外来診療時間

月・火・木・金曜日　８：３０～１７：１５

水曜日　８：３０～１２：１５　　土曜日：８：３０～１２：３０

休診日　日・祭日・１月１～３・１２月２９～３１日

救急外来　２４時間体制

２．院外処方せん全面発行

１）発行時期

平成２９年１２月１日（金）　より

２）対象診療科

全科

３）院外処方せん発行時間帯

外来診療時間内

ただし、診療が遅延する場合があります。

3.　院外処方箋に係る個別の処方医への同意確認を不要とする項目について

1）　以下の項目については、保険薬局での患者の待ち時間の短縮や処方医の負担軽減の観点から、包括的に薬剤師法第２３条第２項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意確認を不要とする。

1. 成分名が同一の銘柄変更（ただし変更不可の処方は除く）
2. 剤型の変更
3. 別規格製剤がある場合の処方規格の変更
4. 貼付剤や軟膏類の取り決め範囲内での包装・規格変更
5. その他合意事項

2）お薬手帳の表記のお願い

後発医薬品へ変更調剤を行った場合は、変更された先発名がわかるようにお薬手帳に記載して下さい。

例）ファモチジン錠（ガスター）　　（基本的には一般名処方の予定ですが・・・）

3）一般名処方について

一般名処方による処方せんの交付に向け準備しています。

開始する際は、開始時期・方法など大垣薬剤師会を通じて報告します。

4）その他

外用薬の剤形変更は不可とします。

（軟膏→クリーム、テープ剤→ハップ剤　製剤の変更等）。

４．当院における調剤内規について

１）当院の調剤内規・約束処方・院内製剤

基本的には処方内容通りですが、調剤方法に疑問がある時には診療科で確認をして下さい。

２）保険薬局のおける調剤について

当院の調剤内規に準じて調剤していただく必要はありませんが、調剤方法を大きく変えられる場合は、患者さんに混乱がないよう説明して下さい。

５．疑義照会

１）疑義紹介がある場合は、下記該当部署へ直接問い合わせる。

電話番号：　（０５８４）４３－１１２２（病院代表）

ＦＡＸ番号：（０５８４）４３－１９１０

|  |  |
| --- | --- |
| 処方関係 | 診療科 |
| 保険関係 | 医事課外来係 |
| 調剤関係 | 診療科 |

６．調剤過誤発生時の対応

1. 保険薬局は、直ちに診療科担当医師に電話で報告する。
2. 保険薬局は、調剤過誤報告書を作成し、当該処方せんと共に診療科にＦＡＸする。
3. 診療科は、処方した医師に連絡して対応を協議する。
4. 診療科は、協議結果に基づき保険薬局に指示する。
5. 保険薬局は、事後対応について文書で診療科に報告する。

８．その他

1）在宅患者訪問薬剤管理指導（又は居宅療養管理指導）

指導を依頼する場合は、処方せんの備考欄に「訪問薬剤管理指導（又は居宅療養管理指導）」のコメントが記載されます。

保険薬局は訪問指導を実施する度に情報提供書を診療科にＦＡＸして下さい。

付記　　平成２８年１０月１５日　国保関ケ原病院薬剤科と大垣薬剤師会で協議合意し、手順書を作成した。内容を修正する必要があれば、両者協議し変更する。

平成２９年１１月　関ケ原診療所と大垣薬剤師会が協議し内容を改定した。

院外処方せん発行手順書・関係資料

平成２９年１１月

国保関ケ原診療所